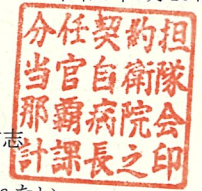


公 告

公告 第 8 号
令和8年7月15日

分任契約担当官
自衛隊那覇病院
会計課長 重森 信志



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号			調 達 要 求 番 号			物 品 番 号			仕 様 書 番 号		
6T0Z10101080			6T0T1AT0009 0001								
品名 または 件名											
南那覇（R 8）仮設プレハブリース調査設計											
部品番号 または 規格											
仕様書のとおり											
使 用 器 材 名											
数 量		単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00		ST									
納地または工事場所						引 渡 場 所					
陸上自衛隊 南那覇駐屯地						自衛隊那覇病院					
搬 入 場 所						納 期 ま た は 工 期					
総務課管理班営繕						令和9年2月26日（金）					

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊那覇病院会計課及び西部方面隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和8年8月20日（木）10時00分 自衛隊那覇病院 食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予決令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- ウ 令和7・8・9年度の「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C等級に格付けされている者であること。資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

(2) 入札方法

落札決定（同価の場合は、くじ引きにより決定）に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(3) 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなす。

し、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア (1) に示す入札参加資格のない者が行った入札。
- イ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い者の入札。
- ウ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- エ 電信・電話・FAX等による入札。
- オ その他入札に関する条件に違反した入札。

(5) 契約書等の要否

- ア 陸上自衛隊「駐屯地用標準契約書」の書式により作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 公告の掲示場所 : 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)、自衛隊那覇病院

(7) その他

- ア 入札参加を希望する者は、令和8年8月18日(火)までに下記入札担当に連絡すること。また、仕様書の質疑については、令和8年8月18日(火)までに下記仕様書担当に確認し、入札開始時には承諾しておくこと。
- イ 郵便による入札参加の場合は、「入札件名、日時、場所」を記載して、令和8年8月18日(火)17時00分迄に必着するよう「書留」で郵送し、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により、くじ引きを実施する。なお、再度入札を実施する場合は、別途連絡する。
- ウ 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- エ 最低価格の入札金額が契約等担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とししない可能性があります。

(8) 入札等及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

- ア 入札等に関する事項
〒901-0197
沖縄県那覇市宇赤嶺322(航空自衛隊那覇基地内)
自衛隊那覇病院 会計課 契約係長(担当:宮里)
TEL098-857-1155(内線3942)
FAX098-857-7847
- イ 仕様書に関する事項
自衛隊那覇病院 総務課 管理班(担当:井)
TEL098-857-1155(内線3933)

南那覇 (R8) 仮設プレハブリース調査設計

自衛隊那覇病院

件名	南那覇 (R8) 仮設プレハブリース調査設計										縮尺	図面番号
	図面名称	表紙										
病院	院長	副病院長	総務課長	施設幹部 (改編準備室)	施設陸曹 (改編準備室)	管理班長	営繕主任	ボイラー係長	電気係長	営繕係 (木工)	作成者 (営繕係長)	
												

仕 様 書

1 件 名
南那覇 (R8) 仮設プレハブリース調査設計

2 場 所
沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地内

3 期 間
契約日 ～ 令和9年2月26日

(1) 仮設プレハブリース予定期間 (令和9年度 別途契約)

ア 設 置 予 定 期 間 令和 9 年 5 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 2 月 3 1 日

イ リース予定期間 令和10年1月1日 ～ 令和13年 3月31日 (上記設置完了後リース期間とする。)

ウ 撤 去 予 定 期 間 令和13年4月1日 ～ 令和13年 6月30日

4 概 要

仮設プレハブリースに伴う調査設計 (引込み線等含む) 及び各種申請等手続き

(1) 建築面積 213.84㎡、延床面積 427.68㎡、2階建 (基準) ※通路、屋外階段除く

(2) 地質調査 (磁気探査)

(3) 構造計算

(4) 土木・建築・電気・機械・通信設計 (空調機器、消防、情報、放送、電話等含む)、積算業務

(5) 樹木伐採計画

(6) 概略工事工程表作成

(7) 計画通知等官公庁への手続き業務 (関係する申請手数料込)

5 一般事項

(1) 本役務は、本仕様書の定めに従うほか関係諸法令 (条例を含む。) を遵守し実施するものとする。

(2) 請負者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、細部事項については監督官の指示により現地に防れて打合せを実施すること。また、疑義が生じた場合は監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(3) 本役務にあたり、本仕様書に明記なき事項も施工上当然処置すべき事項は、請負者の負担で実施するものとする。

(4) 本役務に際し、他の箇所損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原形に復旧するものとする。

(5) 本役務で使用する資機材については請負者が準備するものとする。

(6) 請負者は、自衛隊敷地内への立入り及び行動については当該駐屯地 (基地) の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。

(7) 本役務の写真は、着手前、主要な作業状況及び完了時を撮影し、隠蔽箇所は確実な写真管理を実施し役務完了後にA4判写真帳として整理のうえ提出すること。

(8) 本役務では原則として、施設の用水、電力の使用はできない。請負者が発電機、水タンク等の搬入を基本とする。ただし、前記要領ができない場合は官側と調整し、仮設用メーターを取付け使用料を徴収する。

(9) 請負者は火災予防、安全管理に十分に注意し、作業完了後は現場の整理整頓及び清掃を実施すること。

6 特記事項

(1) 本役務にあたり計画通知等関係官公庁への諸手続きを実施し、その費用は請負者負担とする。

(2) 設計を行う場合は下記の基準類 (最新版) を標準として設計を行うものとする。

ア 公共建築工事標準仕様書 (建築・電気設備・機械設備工事編)

イ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築・電気設備・機械設備工事編)

ウ 建築工事標準詳細図

エ 公共建築設備工事標準図 (電気設備・機械設備工事編)

オ 有線・無線通信工事共通仕様書

カ 建築物解体工事共通仕様書及び同解説

キ 建築設計基準及び同解説

ク 建築構造設計基準及び参考資料

ケ 建築設備設計基準

(3) 本設計は基準風速、設計用風圧力、空調設備及び主要構造部等の監査対策を考慮すること。
(4) 基礎は建築基準法を満たす構造とすること。
(5) 積算内訳書作成について積算基準は下記の基準類を標準とし、積算内訳書提出の際は数量明細書、単価表等も合わせて提出するものとする。

ア 公共建築工事積算基準・同解説 国土交通省大臣官房庁営繕部監修

イ 公共建築設備数量積算基準・同解説 国土交通省大臣官房庁営繕部監修

ウ 建築数量積算基準・同解説 建築工事積算研究会制定

エ 公共建築工事標準単価積算基準

(6) 成果品

ア 地質調査結果報告書

イ 構造計算書・報告書

ウ 調査結果に合うリース器材の仕様書及び設計図

エ コンクリート基礎 構造設計図

オ 設計積算及び工事費内訳書

カ 概略工事工程表

キ 官公庁等への届出書

ク その他必要資料 (監督官が指示した書類)

(7) 磁気探査

ア 本探査は、不発弾等の有無の調査・確認・発掘を目的とし、「磁気探査実施要領 (沖縄県土木建築部)」に基づき実施するものとする。

イ 本探査は、プレハブ設置予定地の必要範囲を磁気探査するものとする。

ウ 本探査の責任者は、次のいずれかの資格を有し、磁気探査の実務経験が4年以上の技術者とする。

(1) 技術士 (建設部門、応用理学部門、総合技術監理部門)

(2) R C C M (地質部門、土質及び基礎部門)

(3) 港湾海洋調査士 (汚染物探査部門)

(4) 地質調査技士、測量士、測量士補

(5) 磁気探査技士 (沖縄県磁気探査協会認定)

エ 本探査は責任施工とする。探査の結果、測定された異常点について磁気量が解析の結果、不発弾の恐れがあるもの (明らかに不発弾と思われない異常点を除く。) は、確認掘削及び異常物撤去後の施設探査を実施するものとする。

(7) 確認掘削・探査は火薬類取扱保安責任者 (甲又は乙種) をもってあてなければならない。

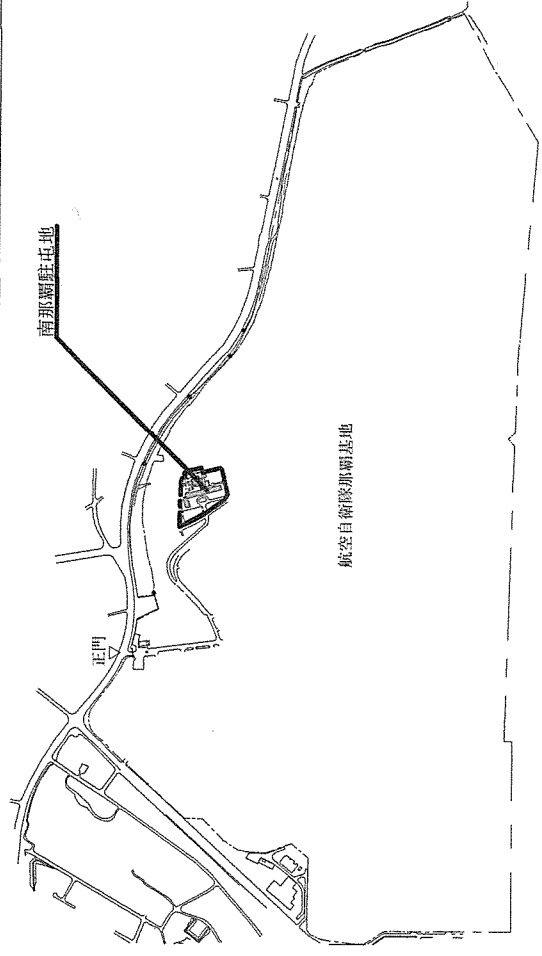
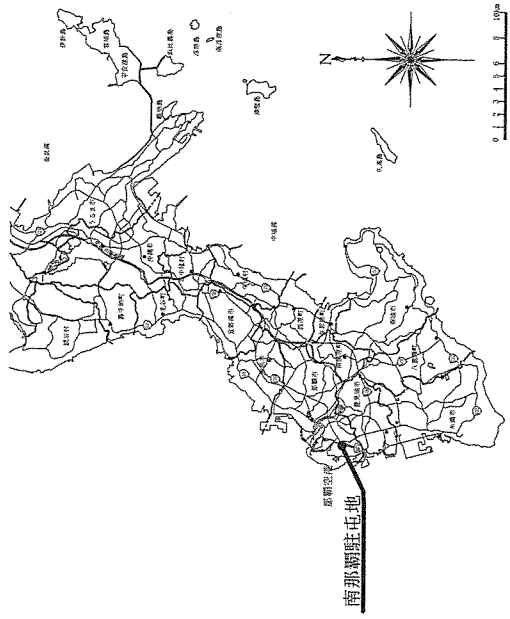
(4) 本探査中に不発弾等危険物を発見した場合は、バリケード等の安全対策を行うこと。

(6) 探査中又は発掘中の不発弾等による事故については、受注者が全責任を負うものとする。

(8) プレハブ設置

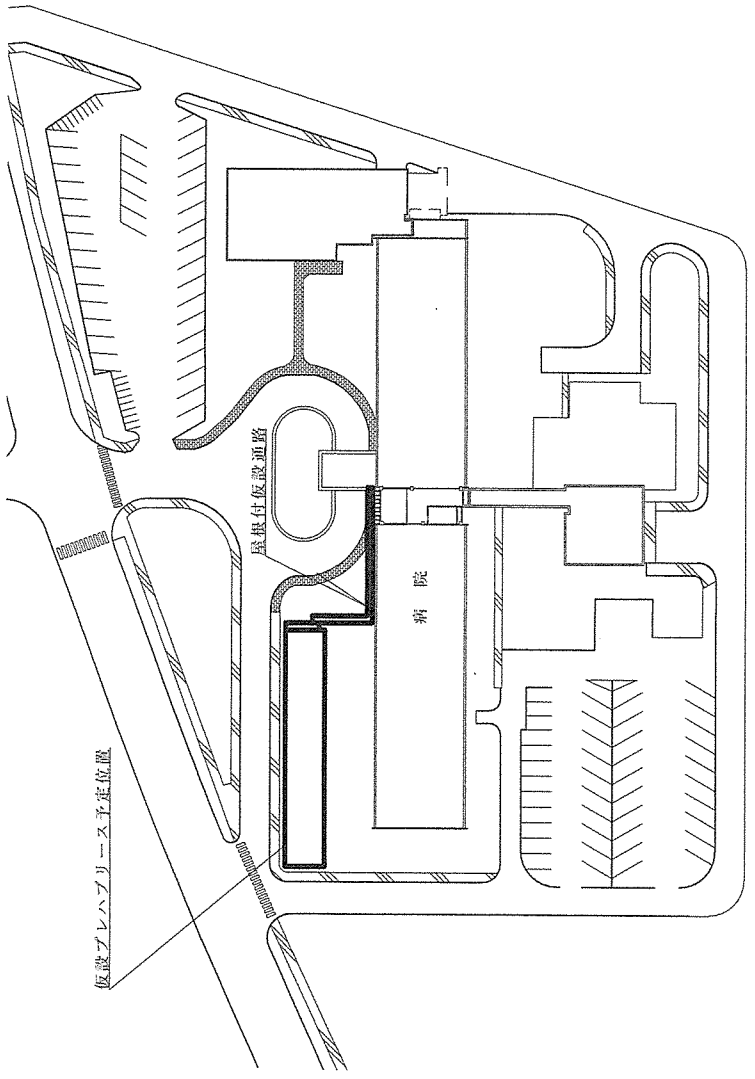
本請負による計画通知書に基づき令和9年度設置予定の仮設プレハブを設置することを前提とする。

件 名	南那覇 (R8) 仮設プレハブリース調査設計
図面名称	仕様書
自 衛 隊 那 覇 病 院	縮尺
	図面番号
	2 / 4

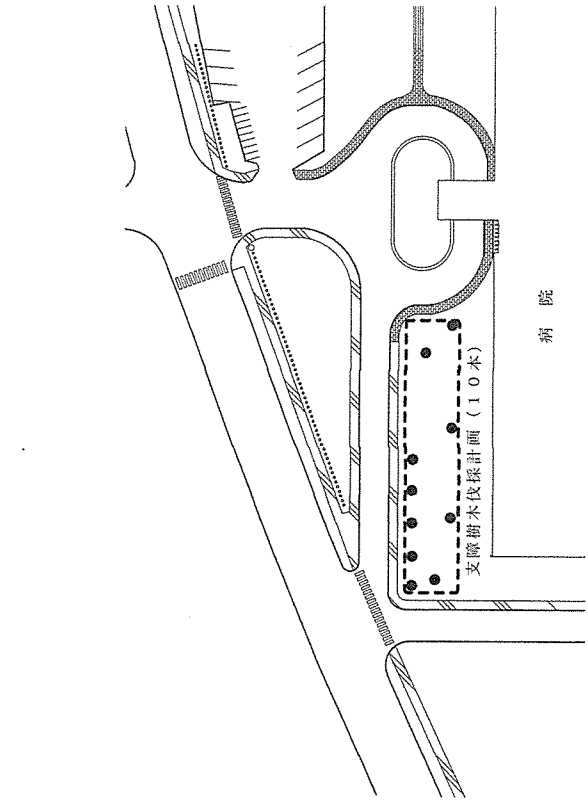


案内図

配置図

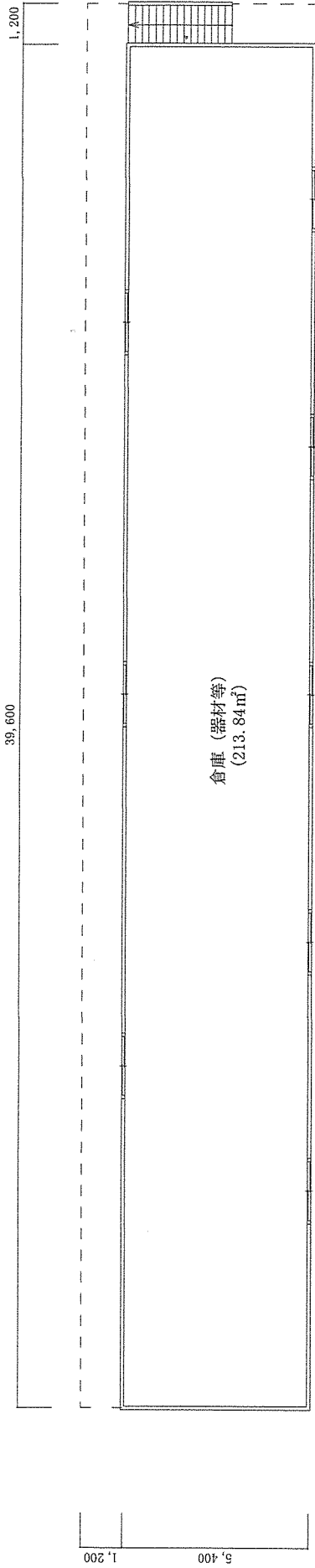


配置計画図

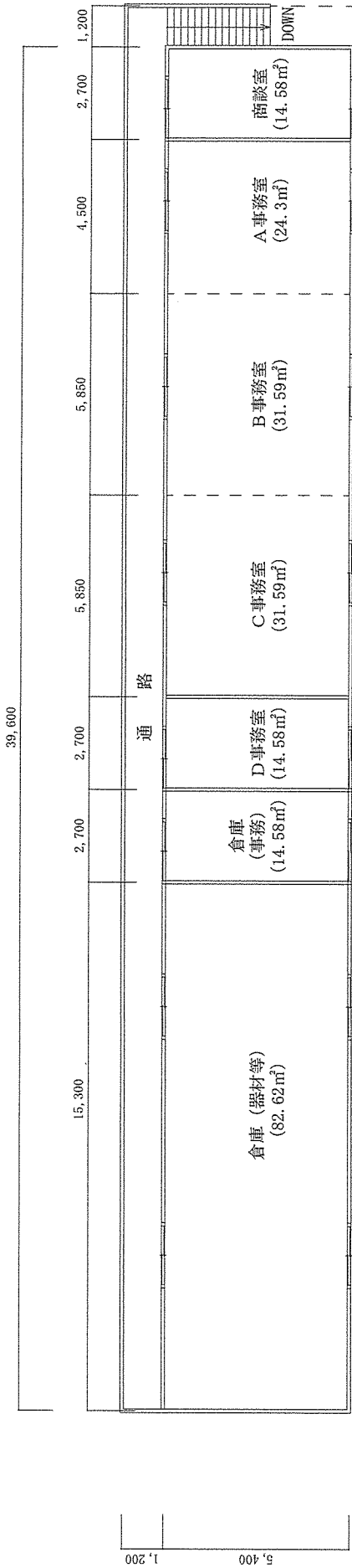


樹木配置図

件名	南那覇 (R8) 仮設プレハブリース調査設計		
図面名称	案内図、配置図、配置計画図、樹木配置図		
自衛隊那覇病院	縮尺	図面番号	
		3 / 4	



仮設プレハブ 1 階平面図 S=1:N. S



仮設プレハブ 2 階平面図 S=1:N. S

件 名	南那覇 (R 8) 仮設プレハブリース調査設計		
図面名称	仮設プレハブ 1・2 階平面図		
自 衛 隊 那 覇 病 院	縮尺	_____	
	図面番号	4	4